

第 3 5 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 2 年 6 月 1 0 日 開 会

令和 2 年 6 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和2年6月10日（水）午前9時30分 米沢市農業委員会第35回定例総会をJA山形おきたま米沢支店大会議室に招集した。

出席委員（17名）

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
2番 小関善隆 委員	10番 古畑功一 委員	18番 鈴木晃子 委員
3番 江口益美 委員	11番 高橋秀治 委員	19番 田代昇一 委員
4番 遠藤伊一 委員	12番 菅野英一郎 委員	
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	
8番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員	

欠席通告委員（1名）

5番 樋渡由美 委員

遅刻通告委員（1名）

1番 伊藤精司 委員

欠番

15番 大橋久芳 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地主査	相田 悦志
主査	永峯 明美
主査	瀧口 圭史
主任	吉田 潤
主事	須貝 祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議題2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 相続税納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第6号 | 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 ただいまから第35回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、16番 山王堂委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは会長挨拶となりますが本日伊藤会長より急遽遅刻のご連絡がありましたので代わって小関会長職務代理者にご挨拶をお願いします。

職務代理 (挨拶)

目崎補佐 ありがとうございました。

それでは議事に移りますが総会の議長は、米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますが、伊藤会長より遅刻通告がございますので、米沢市農業委員会会議規則第3条の規定により会長到着までの議事進行を小関会長職務代理者をお願いいたします。

議長代理 それでは私の方で暫時議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、5番 樋渡由美委員の1名ですが、大橋久芳委員の逝去に伴い、15番は欠番で1名の欠員があります。

また、先の事務局説明のとおり、伊藤会長より遅刻通告がありますので、本日は19名中、現在出席者16名、欠席1名、遅刻者1名、欠員1名であります。よって本日開催の米沢市農業委員会第35回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、19番 田代昇一委員、2番 小関善隆委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございませんか。

目崎補佐 (挙手)

議長代理 目崎補佐

目崎補佐 議案の訂正をお願いいたします。

議案書2ページ、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、受理番号9号は申請人の申出により昨日申請内容の一部が修正がなされましたので、本日配付いたしましたお手元の議案書と差し替えをお願いいたします。

また、局長は議会の答弁検討会がございますので、そちらのほうに出席しております、そちらもよろしく申し上げます。

以上です。

議長代理 それでは、事務局説明のとおり受理し、議事を進めます。
初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長代理 瀧口主査。

瀧口主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

 受理番号5号から6号の計2件で、証明しました筆数及び地積は、田1筆 52㎡、畑1筆 30㎡、合計2筆 82㎡です。

 受理番号5号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和51年11月頃です。申請理由は、昭和51年11月頃より建物の敷地となっており、現在も宅地として利用しているためです。

 受理番号6号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は昭和51年3月頃です。申請理由は、昭和51年3月頃に車庫を隣地に建設したときから出入口として利用し、現在も農地として利用していないためです。

 以上、よろしくお願ひします。

議長代理 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長代理 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

 次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長代理 永峯主査。

永峯主査 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

 受理番号8号から11号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田1筆 731㎡、畑4筆 1,461㎡、合計5筆 2,192㎡です。

 受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

 受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△株式会社、土地の表示と地

積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人△△△△株式会社、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長代理

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号8号から11号を上程いたします。

16番

(山王堂民衆委員 挙手)

議長代理

16番 山王堂委員。

16番

16番 山王堂です。

議案第1号、受理番号8番と11番について調査結果を会長に代わって報告いたします。

申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。調査は6月8日に伊藤会長が申請人より話をお伺いしました。8番については、申請地は○○○〇にあります。○○さんの空き家についている農地でありまして、○○さんが耕作することができないということで△△さんをお願いしました。△△さんは耕作面積にも問題なく許可相当と判断しました。

次に受理番号11番について報告いたします。

調査は、同じく6月8日に申請人により話をお聞きしました。農振区域外でしたので、3条での申請です。○○さんが高齢で耕作することが大変で、△△△△さんにこの土地をお願いしました。△△△△さんは前からこの土地の作業を委託されておりまして、許可相当と判断しました。審議よろしくお願いたします。

議長代理

続きまして、9番。

14番

(高橋祐弘委員 挙手)

議長代理

14番 高橋祐弘委員。

14番

14番 高橋です。

議第1号、受理番号9番、10番について調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。場所は○○○○の南に位置しておりまして、川沿いの道路沿いにある農地でございます。会社とか資材置場等が点在するところにある畑でございます。5月31日に受人の○○○○さんとお会いして話を聞いてきました。渡人の○○さんと△△さん、高齢になって畑もできなくなったということで、一生懸命野菜作りをやっている△△さんに買ってほしいという要望がございまして、今回の売買の申請となりました。○○さん、△△さんにも確認を取って

きたところ、問題なく間違いないということでございましたので、許可相当と思われまので、ご審議のほうよろしく申し上げます。

以上です。

議長代理 ありがとうございます。それでは、ただいまの受理番号8号から11号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長代理 異議がないので、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたします。

次に、議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長代理 瀧口主査。

瀧口主査 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号1号の計1件で、申請がありました筆数及び地積は田のみ2筆 356㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農業機械格納庫兼農作業小屋の建設です。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長代理 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。それでは、受理番号1号を上程いたします。

3番 (江口益美委員 挙手)

議長代理 3番、江口委員。

3番 3番、江口です。

農地法第4条の件についてご説明申し上げます。

6月4日に再度○○○○さん本人にお会いしながらお話を聞いてきました。申請人、土地の表示については記載のとおりでございます。説明によりますと、今の農機具があるわけでありすけれども、既存の小屋では手狭で農業機械の格納が困難になってきているというふうなことでありました。事前着工もありませんでしたし、許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議長代理 それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長代理 ないので、受理番号1号について、許可することに異議ありませんか。
 全委員 異議なし。
 議長代理 異議がないので、議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)
 議長代理 瀧口主査。
 瀧口主査 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。受理番号16号から19号の計4件で、申請がありました筆数及び地積は、田2筆 498㎡、畑5筆 1,068㎡、合計7筆 1,566㎡です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は除雪車両及び資材置場です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長代理 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。それでは、受理番号16号から19号を上程いたします。

7番 (高橋信夫委員 挙手)
 議長代理 7番 高橋委員。
 7番 7番 高橋です。

受理番号16号について調査結果を報告いたします。

売買により申請地へ一般住宅を建設するための申請です。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。申請地は○○○○地内に位置しております。この申請地の地図からいきますと△△△△のあたりのところであり、6月1日、現地を確認し、申請人、代理人の○○○○さんから電話でお話を伺

っております。この事業の計画が影響を及ぼす農地が付近にはございません。また、事前着工等もありません。許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議長代理
9 番
議長代理
9 番

それでは、受理番号17号。

(上村貞義委員 挙手)

9番 上村貞義委員。

9番 上村です。

受理番号17、18、19号の3件あります。最初に17号から説明いたします。

〇〇〇〇で、住宅を建設するための転用申請です。地図、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、〇〇の前あった△△△△、そのすぐ近くなんですが、ちょうど向かい側に〇〇〇〇があります。その向かいの土地です。調査したときは事前着工もなく、住宅建設には適しているようなところだと思って見てきました。周囲なんかは住宅地でありまして、後ろのほうは若干畑はあるんですが、周囲には影響ないと考えました。申請代理人の△△さんにもお話を伺ったところ、そういったことで住宅を建設するための申請だということで話をお聞きしてきました。

18号、これは〇〇〇〇です。△△△△からちょっと東側に入ったところ、ちょうど県道と〇〇〇〇の間地点くらいのところ。申請人の△△さんは土建業を自営していらっしゃいます。それで重機といいますか車両、資材の置場が不足してきたために申請地を資材置場、そういったものに利用したいというようなことであります。周囲はほとんど住宅なんですが、一部後ろのほう、〇〇〇〇のほう、田んぼ等もありまして周囲に対する影響といいますかそういったものも聞きましたところ、問題ないというようなことでしたので、事前着工もなく許可相当だと思って判断してきました。

19号です。これは〇〇〇〇、地図で言いますと左下に流れているのが△△川で、そのもうちょっと下が〇〇〇〇です。旧町名で言いますと△△△△、そこからずっと北のほうに上がっていくと〇〇〇〇のところ突き当たります。ここを住宅、雪捨場等を建設するために転用したいというような申請であります。事前着工もなく、3種農地でもあり、周りもまず住宅ですので問題ないと思われま。

以上です。

議長代理
全委員
議長代理

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号16号から19号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長代理 異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号でありますけれども、会長が来ましたので、交代させていただきます。

議長 遅れてきまして申し訳ありません。それでは、私のほうで議事を進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議長 須貝主事。

須貝主事 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から3号までの計3件です。いずれも売買による所有権移転となっております。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田11筆 6, 286㎡、畑2筆 448㎡、合計13筆 6, 734㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から3号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 相続税納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長 永峯主査。

永峯主査 議第5号 相続税納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号1号 申請人 ○○○○ △△△△、被相続人 ○○、相続年月日平成22年1月26日。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号1号を上程いたします。

17番 (大野澤進委員 挙手)

議 長 17番。

17番 17番 大野澤です。

議第5号、1号の調査結果をご説明いたします。

去る6月3日、○○さんは現在建設会社に勤めており、私が伺ったときは△△のほうで仕事をしているということで本人とはお会いできなかったんですが、○○さんのお母さんとお会いしてお話を聞いてきました。○○さんは勤めながら農家をしているということで、お父さんが亡くなってから引き続き荒らすことなく、よそに貸すことなく今現在まで田畑を作付しており、何ら問題ないと思います。△△さんは農業委員をやっておった方で、亡くなってから10年になるそうなんですけれども、その息子さんも真面目な方で何ら問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号については証明相当と認め、議案書のとおり本委員会が証明することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第5号 相続税納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり本委員会が証明することに決定いたしました。

次に、議第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議 長
相田主査

相田農地主査。

議第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、前年度の点検・評価結果並びに本年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)を策定しましたので委員会の付議いたします。

本件については、去る5月1日開催の活動計画策定委員会の協議により原案が作成されたものでございます。先日来、皆様にお示しをいたしまして、内容についてはお目通し、ご確認をいただいております。

また、この活動計画(案)等の原案につきましては、農水省通知の「農業委員会の適正な事務実施について」の中で示されておるとおり、5月2日から1か月間、市ホームページに掲載し、意見の募集等を行いました。結果として締切日の6月1日までに全ての原案の項目において意見等の提出はございませんでした。

したがって、この原案について、前年度の活動の点検・評価並びに今年度の目標及び活動計画として承認を得るため、委員会に付議するものです。

なお、承認がなされました計画等につきましては、今後ホームページにて公表するとともに、県を経由して農水省へ提出することとなりますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長
19番
議 長
19番

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

(田代昇一委員 挙手)

19番。

19番 田代です。

ちょっと確認したいのでよろしくお願ひします。

別添2を見ていただいて、農業委員会の現在の体制と令和2年度でこれから始まるんですが、この満了日は令和2年7月19日でよろしいのでしょうか。別添1のほうも満了日は令和2年7月19と書いてあってこれは元年度で、既に始まっています2年も同一期日なんですが、確認させていただきます。

相田主査
議 長
相田主査

(挙手)

相田農地主査。

田代委員ご指摘の件についてご説明申し上げます。

別添の2のほうの2、農業委員会現在の体制につきましては、本日ご参集いただいております農業委員の19名の委員の方の任期でございます。任期のほうは29年の7月20日から令和2年の7月19日までですので、この期間の体制は変わりなしで、この任期満了の日はこの目標の達成結果といえますか、

前年度の報告の状況でも任期は変わらないということであります。今回の令和2年度のこの計画におきましても、3月31日現在の委員の皆様方の任期が記載をされているということでご承知いただければと思います。

以上です。

議 長

田代委員。

19番

分かりました。

議 長

そのほかございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第6号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の提出議題についての審議は終了しました。

続いて、その他に移ります。

その他、農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今日は17番から19番の3名の方です。

初めに、17番 大野澤進委員から順にお願いいたします。

17番

(大野澤進委員 挙手)

議 長

17番。

17番

17番 大野澤です。

私からは、米沢市にお願いなんですけれども、梓山の八幡原インターから降りて4車線を八幡原工業団地のほうに向かう道路があります。皆さんも利用していると思いますけれども、その13号線から4車線を北側に、工業団地のほうに下れば若干坂といいますか、なだらかな傾斜がついている道路なんですけれども、大雨が降ればとにかく水がどんどん流れるということで、13号線を交差するところから五、六百メートル団地側に入って農道と十字路の交差するところがあるんですけれども、その両脇が田んぼなり大豆なりを作っている方が多数おられるわけなんですけれども、大雨の場合は4車線の脇に水路があるんですけれども、水路自体があふれて脇の道路に流れる。ちょうど4車線の脇、高台なんですけれども、そこが草木が結構生い茂っていると。そこがのり面になっていて、そののり面の脇が舗装されていて、のり面と道路の境にU字溝の水路が入っています。それ自体がとにかく土砂で埋まっており、中間にはますがあるんですけれども、そのますに雨水も入って農業用水路としても活用されるというようなことで、この前担当者と現場を見ていただいて、ますのほ

うは土砂を上げていただきましたけれども、その下の水路が土砂で埋まっていると。結構長い距離数なんですけれども、これも何とか上げてほしいと現場を見ながらお願いしたわけですが、その担当者によれば上司に相談してみないと分からないと。これは4月中頃見に来ていただいたんですけれども、上司に報告して意見をもらうというようなことで一応別れたんですけれども、その後約2か月たつわけですが、返事もなく、今もそういう状態で、明日から雨も降りそうだと。ましてや今度8月、9月になれば、台風シーズンということもありますので、何とか市で対応していただきたい。

草木も結構生い茂っていますので、業者さんに年3回くらい刈っていただくというお話でしたけれども、業者さんも極端に言えばあちこち刈るというようなことで、木も結構大きい木もあるし、根っこも結構伸びているというようなことで、草だけ刈っても木も刈ってもまた同じような状態になるというようなことで、それもやはり考えていただきたい。

あと、葛・つるの根っこは聞いたところによるとイノシシが好むそうです。そういう関係もありますので、きれいにしていただければと。あそこは結構、工業団地に入る県外、県内のトラックが多く入りますので、環境的にもよくないので、市でやっていただければなということで、要望でありますので、ひとつよろしくお願いします。私からは終わります。

議 長
1 8 番
議 長
1 8 番

ありがとうございました。

(鈴木晃子委員 挙手)

続いて、鈴木晃子委員。

お疲れさまです。私からは、今日はスマート農業について話題の提供をさせていただきますと思います。

おとしの11月にNTTのIOTによる農家の支援事例ということで農業委員会で研修させていただきました。そのときはすごく、ええ、こんなふうに進んでいくんだ、というふうに、全然自分とかけ離れた感じで聞いていたんですが、今年の全国農業新聞の1面にも1月1日号にスマート農業の記事が取り上げられていて、最近フェイスブックなどでもいろいろな農業者の方の発信を見ていると、かなり全国各地で新たな技術導入が始まってきているなという感じがしています。

スマート農業を実践することで不足している労働力を補って、食料自給率の向上にもつながって、優れた農業技術を確実に受け継いでいくことも期待できるようなので、ちょっと興味があったのでお話しさせていただきたいと思いません。

担い手の高齢化とか後継者不足、農業者の農作業時の事故だったり、あとは新規参入の若者だったり女性農業者の農作業のときの負荷だったり、そういう

形での問題解決の糸口にもなるのではないかと思います。

スマート農業と一口で言ってもいろいろあるようですが、ポイントは業務の見える化だということのようです。熟練農業者の技術とかノウハウ、判断などをデータ化して蓄積して活用できるということ。あとは自動走行トラクター、収穫用ロボット、傾斜地でも利用可能な草刈り機、ドローンによる生育観察などのロボット技術の活用は、中山間地の地域の農業の活性化とか、あとは耕作放棄地の改善にも期待されているとのこと。あと、情報通信技術 I C T の活用も有効で、データを基に収益向上につながれるということ。

農水省のほうでは、スマート農業加速化実証プロジェクトというものを推進しているようで、去年あたりから始まったようですが、2025年までにはほぼ全ての農家がデータを活用した農業を実践することを目指すプロジェクトを推進しているようです。具体的には、最先端技術の導入、実証と、社会実装を進めるための情報提供の2つがあるようで、そこで得られたデータを各農家が活用できるように整理し、公開するそうです。

スマート農業は、国が率先して導入を推進しているため、急速に復旧することが期待されています。スマート農業の課題としては、導入費用をどのように調達するかということがありますけれども、現在助成金の制度も出てきているようで、条件などを精査した上で積極的に利用したほうがよいなと感じました。

今、農村に地域商社、ちなみに宮崎県の新富町というところ、人口17,000人の小さな農村だそうなんです、そこに地域商社の「こゆ財団」というのができて、そこでスマート農業のベンチャー企業が集まる拠点というものをつくっているらしくて、今とても注目を浴びているようなので、ちょっとその辺も見ていきたいなと思っています。

従来の農業からスマート農業へ変更する過渡期だと今思っていて、これからやはり情報を早くキャッチして共有して、自分のところでも活用できるのももちろんですが、米沢全体で今度は持続可能な農業のために生かすことができればなと思い、行政の方々も、農業に関わる方々で、皆さんでこれからスマート農業について研修なども行えたらいいなと思いました。

以上です。

議 長
19番
議 長
19番

ありがとうございました。

(田代昇一委員 挙手)

続いて19番、田代さん。

19番 田代です。

来月で農業委員の任期が終わります。私事ですが農業委員は私の父もさせていただいておりまして、その当時はどんな方が父と話をしているのかなという部分がありましたが、それは土地を売りたい、買いたいということが主だった

のかなとか、詳細な話は覚えていませんがそんな情報のやり取りはあったように覚えています。農業委員はそういう仕事をするもんだなと思って窪田地区というか、19名の1名に入りましたが、あれ、何もすることねえなと思って。変わったんだと言われるればそれまでですが、時代は変遷していくものだなと思いました。

私は窪田の一番下の矢野目に住んでいまして、特に主に窪田地区かいわいのことで農政につながることをお話しさせていただきたいなど。これは全て、意見とか私を感じたことですから、間違っていることがあれば勘弁していただきたいと思います。

窪田の矢野目は水が来ない一番北側の場所です。田植が早いです。不肖私も5月10日に田植をしていただきました。というのは、私1町4反近くの作付ですが機械は買わないと。買えば投資をする、投資をすれば次はこうなるということなので私は買っておりません。あえてあるとすれば、中古のトラクターと苗を作る育苗と、小さい田植機とそんなもんです。あとはその都度作業をしていただいておりますのでお支払いして、その場その場でやっております。1町4反作っていまして、手前に水路がありますが、田はかいわいでは一番きれいにしております。それは、お前のとこ田少ないから、作っても大したことないからできるのだろうと言われるればそれで終わりだと思うんです。

苗は実りを迎えるものでありますから、皆さん慎重に作ってると思うんですが、私は1枚も不良ありませんでした。田植をしていただいたとき、23箱残りました。すぐ角植をしまして3日後に中に入ってねっきたてするところを抜いて補植をしました。それで10箱くらい余りました。頑張ってやったとしても、とけたり抜けたりしていますので、先週の土曜日で全部終わりました。苗は1本も余りませんでした。それがいいか悪いか分かりません。でも、せっかく作ったものを無駄にはしたくないなど。あと時間もあったり面積が少ないからだろうと言われるればそれで終わりになります。

特に今年感じたのは、コロナで子供たちが学校が休みになっていますが、見える範囲で子供たちが手伝いしているところを見たことがないんです。これは次の話になります。ただ、向かい側、高畠町の小其塚というところがありまして、小学生、中学生が手伝いしてたんですよ。ああ、こうだとすると、その後ここのご家庭の中に子供さんのいずれかは農家をやることになるんじゃないかなという、期待感を少なからず持ちました。そのほか誰も育ちませんから、勉強しろよ、何とかしろよと言われて次、それぞれ学校を出たとき農家を継ぐ人がいるのかなと、それは分からないですよ、僕個人の考えですから、と不安げに思いました。

今窪田で若手と言われる方が何名かいらっしやいます。経営を拡大したいと

思っても、借りなければ計画だけで、もちろん買わなければですが、買うよりは借りるということですが。このくらいやりたいと言って計画を頭で練っても、貸す人が今出てこない。貸す人は、俺、今できるから、できるときまでやる。できなくなったら頼むのでというふうな口調の人も結構多いんですが、できなくなったら頼むと言われてもそれを引き受けるほうが青写真入れてませんから不安です。

もう一つは、農委よねざわにも2回ほど載せていただきましたが、1つの組織は拡大したい、ところが借りたいけど貸してくれる人がいないと。でも、やると。そして作業場も作るということで計画していますが、今まだ着工までには至っていません。というのは、お金が大変なんです。同じ内容のことを米沢市の農林課に行ったら、補助費は見かねると。が、それを今度高島町にお話ししたと仮定した場合は、大丈夫だよという話もある。燃えてる人間が、地方自治体が違ってこっちでは、おう、大丈夫だ、頑張れと掛け声かけていただける組織と、いや、駄目だ、なんていうのでは、若者の意欲をそぐんじやなかろうかなと思います。だから、これから農政を継承するためには予算付けして、審査を甘くしろとは言いませんが、審査項目をもっと広範囲に、そしてレベルを低くしていただければ、若手の人はやる気を出してくれるんじやなかろうかなと思います。

あともう一つ、これは全く私事です。令和2年度と3年度の町内会長として、町内会長は地区委員になる。地区委員は窪田の地区委員会に集まって、委員長、副委員長ということが決まっている。不肖私が2年間窪田地区の副会長に仰せつかりまして、これから2年間頑張るところなんです、毎年各地区もそうでしょうけれども、市長を囲む座談会が実施されています。窪田の場合は、ああだこうだという要望事項もありますが、ずっと過去からつながっているのは、高速道路がありますので、北インターのところの近くを農振外してくるわけです。農振外してずっと来てました。が、いろいろなことがあって、近々農振を外せる状態にあり得るといようなことも話では出ています。それは広大な面積があるでしょうから、市のほうで計画して知事のほうに行ったりそういうこともあると思うんですが、それで田んぼが少なくなっている。そのところでやっておられる方は、代替地を求めるわけでもなし、だと思っんです。もうそこにあるやつは先祖代々の土地を売ってということだと思っんですが、窪田といってもちょうど私は一番北に住んでいますから、北に住んでいる方、中間に住んでおられる方、一番南、都市部に住んでおられる方もなかなか考え方が違って。ただ、農業ですからその全体を捉えたとしてもその場その場でやるにしても、なかなか計画事がうまく浸透しない。それはどこかに足かせ手かせがあるからかなと。その足かせ手かせをはじいて、若者たちがこれからもっともっとやれ

るような振興をしていかなければいけないだろうなと思うんですけども、じゃあさて、何をやるのという、私も分かりません。ただ、この3年間、感じたことをお話しさせていただきました。

以上です。

議 長 今、3名の方にそれぞれ意見を出していただきましたが、皆さんのほうから質問とか、こうしたらいんじゃないかというような改善案がありましたらお願いしたいと思います。

この大野澤委員の八幡原の入り口の道路は、雨が降ったときにあふれるということで、雨水が畑に入るというようなことで、これは大変農地に入るということで我々にも関係することですので、事務局で何かどういう段取りで進めたほうがいいんじゃないかとかいう案がありましたら、事務局で分かる人がいたらお願いしたいと思います。

目崎補佐 (挙手)

議 長 目崎補佐。

目崎補佐 土木課の担当者が立ち会われたということですか。

1 7 番 土木課の若い方だったんだけど、まあここで名前言ってもいいんだけど、ちょっと悪いかと思ってまあ、土木課とかその名前はちょっと言わなかったんだけど。

目崎補佐 分かりました。側溝の土砂は上司と相談するというのと、草刈りを今後どうするかというのは、土木課に確認してお伝えしたいと思います。

議 長 ここの管理、これは八幡原の道路というのは市道になっているんですか。

目崎補佐 はい、4車線市道でございます。(「市で管理するんだけど管理、怠慢」の声あり)

1 7 番 実際そこだけではないと思いますけれども、昨日回ったらば、場所に応じて草刈り関係は始まったようでした。その土木課の担当者と立ち会ったときは、年に3回くらい業者さんをお願いして草刈りしていただくんだという話だったんだけど、草刈りの、さっきも言ったけどのり面になるわけですけども、のり面の下にはまだ農道的な道路があるわけです。のり面と農道の間にはU字溝が入っているんです。それが土砂で埋まって、それがずっと上げてないと。あと、雨水のお話もしましたけれども、やっぱり傾斜がついているのでどうしても脇に雨水も入る側溝があるわけだけれども、これがずっと流れて、結局まずに入るようにはなっているんだけど、そのまず自体もとにかく土砂で埋まって、何とか一遍上げてもらったわけなんだけれども、そのときは毎年どこの地区でも春先、水路清掃とかこれから草刈りとか、その地区地区で多分やると思うので、そういう話も周りの方から出たものですから、一応じゃあ呼んで見てもらって何とかお願いするしかないということで、そこでは一応お話を聞き

ながら、こちらの要望も一応お願いしたんですけれども。結局上司に相談してということだったんですけども、今後どうするのか、連絡も全然来ないような状態だったもんですから、だから草刈り多分これから始まると思うんですけども、草刈りもやはり通勤者も結構通るし、トラック関係も結構通るので、時間帯によってでしょうけれども。去年はましてや雪が少なかったからカヤとかヨシとかそういうのは立ちっ放しと、枯れて立ちっ放しというようなこともあったせいなのか、多分ちょっと汚れてるんじゃないかなと思ったもんですから、そこだけでないと思いますけれども。市の財政も分かるんですけれども、1回ちゃんときれいにしてもらわないと。毎年上げてもらえれば楽だというか、管理も楽なのかなと。

だから、私たちにじゃあここを管理してけろと言われれば、それは管理するというようなことは担当者には言ったんですけども、管理するには草刈りだ何だって管理するにはただではいけないので、そういう関係もあるので、まず市でやっていただけるのなら市のほうでやっていただければなということで、一応提案、出させていただきました。

議 長
1 7 番

その水は上がるの、雨降るたびに。

水というか雨の降り方の状態なんだけれども、とにかく去年の台風19号、10月末頃の、そこだけでなくて川の氾濫とか堤防の復旧ということもあるわけですけども、結構これから梅雨に入って、どのくらい雨が降るのか分からないですけども。あとはやっぱり8月以降台風、来なければいいんですけども、これも自然災害なので自然に任せるしかないんですけども、何事もだけれども最小限に。防災時には前向きに備える、そういうことも必要ではないかと思います。自分の農地は自分で守っているわけなので、よそまでなんてなかなか手をかけられないので市でちゃんとやっていただきたい。大変でしょうけれども周りの住民、農家の人からだけでなく、そういうことも耳に聞こえてくるので、何とかお願いしたい。

議 長
1 7 番

そののり面と農道の間で側溝というのは、土地改良のほうの側溝ですか。

いや、土地改良ではないですね。多分、あそこ4車線工事するときに、のり面の結構長いところ、下に行けばのり面も短くなるわけだけれども、上のほうはのり面が長いと。だから下に行けば傾斜になっていくということなので。だから、その脇の道路とのり面の間は多分八幡原工業団地の道路を造るときかなと。市の管理だということは担当者から聞きましたが。

議 長

それでは、目崎補佐、もし言ってもらえるんなら市関連の側溝みたいだからそれも上げてもらうように。（「はい」の声あり）

それでは、皆さんから何かありますか。晃子委員のスマート農業に対する意見と田代委員の今まで3年間の思いなり今後の思いについてお話あったわけ

ですが、ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 では、その他皆さんのほうから何かございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 無いようですので、以上で本日の第35回米沢市農業委員会定例総会を閉会
いたします。

閉 会 午前10時40分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年6月10日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議長代理

小関 善隆

議事録署名委員

田代 昇一

議事録署名委員

小関 善隆